

## 育児・介護休業法に基づく男性労働者の育児休業等取得率の公表

2025 年 4 月 1 日の育児・介護休業法の改正により、従業員数が 300 人を超える企業にも男性労働者の育児休業等の取得状況を年 1 回公表することが義務付けられました。

当法人の 2024 年度における男性労働者育児休業等取得率について、以下の内容を公表いたします。

対象期間                               :       2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

男性労働者育児休業取得率       :       71%